

令和8年度

凍結抑制剤購入

特記仕様書

秋田県秋田地域振興局建設部

令和8年9月

秋田県凍結抑制剤購入特記仕様書

第1条 目的

本仕様書は、秋田県が使用する凍結抑制剤の購入に関し必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るものである。

第2条 納入計画書

凍結抑制剤納入者（以下「納入者」という。）は契約後速やかに地域振興局建設部の除雪担当職員（以下「担当職員」という。）に運搬体制、運搬経路、連絡体制、緊急時の対応及びその他必要と認められる事項を記載した納入計画書を提出し、承認を得なければならない。

第3条 納入期限

納入者は、各地域振興局建設部から注文を受けた都度、必要とされた量を担当職員が指定した場所及び期日に納入（荷下ろしを含む）しなければならない。

第4条 納入立会

納入にあたっては、担当職員または除排雪業務請負者と立ち会い、品質及び納入量の確認を受けるものとする。

なお、納入量については、1袋ごとに重量を計測した結果を提出または包装袋に貼り付け、重量を満たしていることを証明するものとする。

第5条 凍結抑制剤の規格

（1）凍結抑制剤は、次の規格に適合しなければならない。

塩種	固形剤散布用塩
品質	①塩化ナトリウム95%以上 ②凍結抑制剤10%濃度水溶液における含有成分が、水質汚濁防止法の排水基準のうち、別表－1の基準に適合すること ③含水率は3%以下
粒度	①平均粒径 $0.5 \leq D_{50} \leq 3.5\text{mm}$ ②最大粒径 11.2mm以下 ③0.15mm以下及び5.6mm以上がそれぞれ5%以下
固結状況	土砂及び木片その他不純物を含まず、秋田県が行う凍結抑制剤散布作業に支障のないもの

（2）凍結抑制剤の材料は、あらかじめ品名、製造元または生産地、品質規格を添付した材料承諾書と材料見本を提出し、担当職員の承諾を得なければならない。なお、凍結

抑制剤の品質を判定できる資料については、公的試験機関による品質試験成績書とする。

(3) 納入者は、その品質に疑義が生じ担当職員より物品の品質規格についての検査を指示された場合は、その指示に従い品質試験成績書を速やかに提出しなければならない。

なお、これに要する費用は契約単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

(4) 凍結抑制剤の材料が固結し、担当職員が散布作業に支障があると認めた場合は、納入者へ返品できるものとする。

第6条 包装袋の材料

包装袋は、運搬及び散布機械への投入作業に支障がないものとし、事前に担当職員の承諾を得るものとする。

第7条 使用済みの包装袋

使用済みの包装袋は回収しないものとする。

別表－1

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム0.03mg／ℓ
シアン化合物	シアン1mg／ℓ
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルメトン及びENPに限る）	1mg／ℓ
鉛及びその化合物	鉛0.1mg／ℓ
六価クロム化合物	六価クロム0.5mg／ℓ
砒素及びその化合物	砒素0.1mg／ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀0.005mg／ℓ
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg／ℓ
チウラム	0.06mg／ℓ
シマジソ	0.03mg／ℓ
チオベンカルブ	0.2mg／ℓ
セレン及びその化合物	セレン0.1mg／ℓ
ほう素及びその化合物	ほう素10mg／ℓ
ふっ素及びその化合物	ふっ素8mg／ℓ
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計100mg／ℓ